

第 38 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.00」を「100分の5.95」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。